

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

平成28年3月

住 田 町

住田町議会

住田町教育委員会

住田町農業委員会

住田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
住 田 町 長
住 田 町 議 会 議 長
住 田 町 教 育 委 員 会
住 田 町 農 業 委 員 会

住田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、住田町長、住田町議会議長、住田町教育委員会及び住田町農業委員会が策定する特定事業主行動計画です。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間とします。

※ 本町では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（計画期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで）を策定済みであり、それと整合性を図りながら、本計画を推進するものです。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、課長等会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととします。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に関する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局及び町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果は、次のとおりです。

(1) 内閣府令第2条に基づく把握項目の分析結果

① 採用した職員に占める女性の割合（一般事務職）

期 間	採用職員数	女性採用職員数	女性採用職員の割合
平成 24 年度	2 人	2 人	100.0%
平成 25 年度	5 人	0 人	0.0%
平成 26 年度	3 人	1 人	33.3%
合 計	10 人	3 人	30.0%

② 離職の男女の差異（自己都合により退職した人数）

期 間	男性職員数	女性職員数	合 計
平成 25 年度	0 人	1 人	1 人
平成 26 年度	1 人	4 人	5 人
平成 27 年度	2 人	2 人	4 人
合 計	3 人	7 人	10 人

③ 男女別の職員一人当たり各月ごとの超過勤務時間（平成 26 年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
男 性	4.7h	4.5h	6.1h	4.3h	4.5h	5.4h
女 性	2.8h	5.0h	5.0h	4.8h	4.9h	4.9h
全 体	4.0h	4.8h	5.7h	2.6h	2.8h	3.3h
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
男 性	7.4h	9.5h	20.7h	5.3h	6.4h	7.0h
女 性	11.1h	7.6h	11.8h	8.2h	4.9h	2.5h
全 体	4.5h	5.9h	12.8h	3.3h	4.0h	4.3h

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）

管理職数	男性管理職 職員数	男性管理職 登用率	女性管理職 職員数	女性管理職 登用率
12 人	12 人	100.0%	0 人	0.0%

⑤ 各役職段階に占める女性職員の割合（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	級に該当する 主な職務	全体職員数	男性職員数	女性職員数	女性職員の 割合
1 級	主事	12 人	7 人	5 人	41.7%
2 級	主事	10 人	6 人	4 人	40.0%
3 級	係長	16 人	14 人	2 人	12.5%
4 級	課長補佐	17 人	16 人	1 人	5.9%
5 級	課長、課長補佐	6 人	5 人	1 人	16.7%
6 級	課長	8 人	8 人	0 人	0.0%
合 計		69 人	56 人	13 人	18.8%

※ 本表においては一般行政職の職員のみ抽出している。

⑥ 男女別の育児休業取得率

期 間	育児休業対象者		育児休業取得者	取得率
平成 24 年度	男性職員	2 人	0 人	0.0%
	女性職員	— 人	— 人	— %
平成 25 年度	男性職員	2 人	0 人	0.0%
	女性職員	3 人	3 人	100.0%
平成 26 年度	男性職員	2 人	0 人	0.0%
	女性職員	2 人	2 人	100.0%
合 計	男性職員	6 人	0 人	0.0%
	女性職員	5 人	5 人	100.0%

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇取得率及び平均取得日数

期 間	休暇取得対象者	休暇取得者	休暇取得率
平成 24 年度	2 人	0 人	0.0%
平成 25 年度	2 人	0 人	0.0%
平成 26 年度	2 人	0 人	0.0%
合 計	6 人	0 人	0.0%

(2) 分析結果に基づく目標設定

上記分析結果に基づき、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。なお、この目標は、最も大きな課題に対応するものから順に掲げています。

① 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

平成 31 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成 27 年度の実績（0%）より引き上げ、10%以上にします。

② 男性職員の配偶者出産休暇の取得

計画期間中において、配偶者出産休暇の対象となる男性職員すべてが、休暇を取得するようにします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

「3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標」で掲げた数値目標その他の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

(1) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合の向上に向けた取り組み

管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、対外折衝、危機管理等マネジメント能力が必要とされるポストに、これまで以上に積極的に配置します。

また、女性職員を対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）の受講を通じて、女性職員の資質の向上を図るとともに、その意識改革に努めます。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇の取得に向けた取り組み

対象となる男性職員のみならず、すべての職員に制度の周知を図りながら、配偶者出産休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます

また、対象となる男性職員には、人事担当課において、取得に向けた働きかけを行います。